岡崎市下水道事業100周年記念ロゴマークの使用に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、岡崎市下水道事業100周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

（ロゴマークの使用目的）

第２条　ロゴマークの使用は、岡崎市下水道事業の役割や重要性の認知を高め、対外的な発信力を高めることを目的とする。

（ロゴマークに関する権利）

第３条　ロゴマークに関する著作権等の一切の権利は岡崎市に属する。

（使用できる者）

第４条　何人も、次条及び第６条に定めるところによりロゴマークを使用することができる。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

⑴　岡崎市の信用又は品位を害するおそれがあると認められる場合

⑵　ロゴマークを使用しようとする者（以下「使用者」という。）が、法令又は公序良俗に反する行為を行う恐れがあると認められる場合

⑶　宗教的、思想的又は政治的な要素を有していると認められる場合

⑷　第三者の利益を害すると認められる場合

⑸　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条の風俗営業を営む者が使用する場合

⑹　使用者（使用者が法人である場合にあっては、当該使用者の役員等）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者である場合

⑺　特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行う団体が使用する場合

⑻　特定の政治、宗教、思想等に関する活動を目的とする場合

⑼　その他、その使用が著しく不適当であると岡崎市水道事業及び下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が認める場合

（使用の申請及び承認）

第５条　使用者は、あらかじめ岡崎市下水道事業100周年記念ロゴマーク使用申請書兼誓約書（様式第１号）に必要な書類を添付して、管理者に提出しなければならない。ただし、商品を除く次のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

⑴　岡崎市が使用する場合

⑵　マンホールサミットin岡崎実行委員会が使用する場合

⑶　報道機関が報道の目的上正当な範囲内で使用する場合

２　管理者は、前項により提出された書類の審査を行い、承認する場合は使用者にデータを提供する。

３　前項によるデータの提供を受けた使用者は、申請内容のとおりロゴマークを使用することができる。

（使用上の遵守事項）

第６条　使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

⑴　岡崎市下水道事業100周年ロゴデザインガイドラインに定められた色、形等に従ってロゴマークを正しく使用すること。

⑵　使用者は、ロゴマークを使用した物品等の完成後、30日以内に当該物品等の完成品又は写真その他物品等の状況が分かる資料を添え、岡崎市下水道事業100周年記念ロゴマーク使用報告書（様式第２号）を管理者に提出すること。

⑶　商標、意匠等の登録出願を行わないこと。

⑷　物品等の製造を第三者に委託する場合は、受託者がこの要綱の規定に違反することがないよう管理及び監督のために必要な措置を講ずること。

⑸　他社によるロゴマークの無断使用など問題となり得る行為を発見した場合は、速やかに岡崎市に報告すること。

⑹　使用者はロゴマークのデータを適正に管理し、第三者に提供をしてはならない。

⑺　その他各種法令を遵守すること。

（使用料）

第７条　ロゴマークの使用料は無料とする。

（違反等に対する取扱い）

第８条　使用者が、第６条に定める事項を遵守しなかったとき又はこの要綱の規定に違反したときには、管理者はその使用の差止めの請求又は必要な指示等（以下「請求等」をいう。）を行う。この場合において、使用者は、ただちにその請求等に従わなければならない。

２　前項の請求等によって使用者に損害が生じた場合においても、岡崎市はその責任を一切負わない。

（使用状況の報告等）

第９条　管理者は、使用者に対し、ロゴマークの使用状況及び経済効果について報告を求め、または調査することができるものとする。

２　管理者から前項の報告等の求めがあった場合は、使用者はこれに協力をしなければならない。

（情報の公開）

第10条　管理者は、ロゴマークの適正な管理と多くの使用を図る観点から、使用者から提出された書類の内容等の情報を公開することができる。

（損失補償等の責任）

第11条　岡崎市は、ロゴマークの使用に関して生じた損失について、一切の責任を負わないものとする。

２　使用者は、物品等の瑕疵により第三者に損害又は損失を与えた場合は、これに対し全責任を負い、岡崎市は損害賠償、損失補償その他の法律上の一切の責任を負わないものとする。

３　使用者がロゴマークの使用に際して、故意又は過失により岡崎市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を岡崎市に賠償しなければならない。

（その他）

第12条　この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

附　則

（施行期日）

この要綱は、令和５年７月31日から施行する。